

# ニッポンハムグループ 行動基準 (日本版)



Nipponham Group

# CONTENTS

行動基準(日本版)の基本的な考え方 .....	3	5. 社会に対する行動基準 .....	12
本行動基準の適用の範囲 .....	3	(1) 関係法令の遵守 ア) 交通法令の遵守 イ) 海外現地法令の遵守と文化・慣習の尊重	
1. お客様(消費者)に対する行動基準 .....	4	(2) 政治、行政との健全な関係	
(1) 商品の安全性		(3) 関係官庁などへの報告・調査協力	
(2) 適正な表示		(4) 反社会的勢力への対応	
(3) 原材料などの情報管理		(5) 社会への貢献	
(4) 不当表示や不当な景品提供の禁止		(6) 公共の場における責任ある行動	
(5) 食品事故への対応		(7) 事業活動の継続	
(6) お問い合わせやご指摘への対応		(8) 情報管理の重要性 ア) 情報の管理 イ) 正しい情報の取り扱い方 ウ) 事業所外での情報利用	
2. お得意先に対する行動基準 .....	7	(9) インサイダー取引規制の遵守	
(1) 流通・店頭での商品の管理		6. 環境に対する行動基準 .....	17
(2) お得意先から要請される便宜供与への対応		(1) 気候変動への対応	
(3) 過度な要求への対応		(2) 持続可能な資源の利用	
(4) 正確な伝票処理		(3) 生物多様性の保全	
(5) 独占禁止法の遵守 ア) 不公正な取引方法の禁止 イ) 不当な取引制限(カルテルなど)の禁止		7. より良い企業風土をつくるための行動基準 .....	18
3. お取引先に対する行動基準 .....	9	(1) 基本的人権の尊重	
(1) お取引先との信頼関係の構築と連携		(2) ハラスメントのない職場づくり ア) ハラスメントを発生させないために イ) カスタマーハラスメントへの対応	
(2) 仕入原材料・資材、商品の安全性の確保		(3) 暴力行為の禁止	
(3) お取引先に対する優越的地位の濫用禁止 (取適法の遵守)		(4) 風通しの良い職場づくり	
(4) お取引先からの過剰な贈答・接待の禁止		(5) 公正な人事評価と処遇	
(5) 公正な社内取引		(6) 健全な職場環境の確保	
4. 株主・投資家に対する行動基準 .....	11	8. 組織の一員としての行動基準 .....	21
(1) 会社情報の適時開示		(1) 会社財産の尊重	
(2) 正確な記録の作成・報告		(2) 交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の適正な運用	
(3) 内部監査の重視		(3) 利益相反行為の禁止	
		(4) 会社情報の発信	
		(5) 社内ルールの遵守	
		(6) アニマルウェルフェアへの配慮	
		(7) 飲酒運転の撲滅	
		(8) 被災時の初動対応	

# ニッポンハムグループ行動基準（日本版）

---

## 行動基準（日本版）の基本的な考え方

私たちは、ニッポンハムグループの企業理念、経営理念のもと、社会の一員としての責任を果たし、社会の発展に寄与していきます。

- (1) 企業活動にかかわるすべての法令およびその精神を遵守します。
- (2) 常に社会の倫理を念頭に企業行動を決定します。
- (3) お客様に満足していただける安全で良質な商品とサービスの提供に努めます。
- (4) お客様、お得意先、お取引先、株主・投資家の皆様、地域の皆様などに対し、誠実かつ公正に対応するとともに、すべての皆様に対し、より積極的な情報開示を行っていきます。
- (5) 信頼される企業として環境問題や社会問題に積極的に取り組みます。
- (6) 社会を支え、社会と共に歩む「良き企業市民」としての役割を果たします。
- (7) 従業員を含むすべての人々の人権を尊重します。
- (8) 常に安全で働きやすい職場環境の構築に努めます。
- (9) 事業活動に大きな影響を与えかねないリスク（自然災害、火災など）について事前に研究し、対策を講じておくことでグループの事業活動が滞ることのないように努めます。

## 本行動基準の適用の範囲

本行動基準は、日本国内のニッポンハムグループで働く全ての役職員に適用されます。

## 1. お客様（消費者）に対する行動基準

私たちは常に自分の家族に食べてもらうときと同じ気持ちで、お客様から満足していただける安全で良質な商品・サービスの提供に努め、「世界で一番の『食べる喜び』をお届けする会社」を目指します。

### （1）商品の安全性

ニッポンハムグループは、商品・サービスに求められる品質として、安全品質、魅力品質、社会品質の3つを掲げています。この中でも安全品質は基盤となるものです。私たちは、お客様の立場や気持ちになり、「生命の恵み<sup>いのち</sup>」を大切にするという視点のもと、一つひとつの商品を大切につくり、お客様に安全な商品をお届けします。

#### [行動例]

- ①お客様から一層高い信頼を得るためにも、商品の安全性を保つためのルールの大切さを理解、遵守し、すべての商品の品質やサービスの向上を目指します。
- ②どんなに忙しくても、作業場への入場ルール（ローラー掛け、手洗いなど）、製造手順、洗浄手順、商品規格を守り、正確な記録と管理を行います。
- ③商品の入在庫や保管の際は、商品ごとに決められた温度帯を守るとともに、取り扱いには十分注意します。
- ④すべての工程において、食物アレルギー物質の混入・コンタミネーションには十分に注意し、原材料の区別・識別管理や、機械や器具類の適切な洗浄を行い、継続的に監視・記録・管理を徹底することにより、商品の安全性を確保し、お客様に安心して召し上がっていただける商品づくりに努めます。
- ⑤原料調達から販売までのすべての過程において、フードディフェンスおよび食品偽装の対策を徹底します。

### （2）適正な表示

私たちは、商品のパッケージや、広告宣伝の情報を信頼してご購入いただくお客様の立場になり、誤解や健康被害を与えることのないように、食品の表示に関する法令に基づいた適正でわかりやすい表示を行います。

#### [行動例]

- ①期限表示、原材料表示、保存方法、食物アレルギー物質など、お客様の安全や健康にかかわる表示事項は間違いのないようにしっかりと確認します。
- ②法令の制定・改正があった場合は、これに素早く対応します。
- ③誤解を招く表示は行いません。

### (3) 原材料などの情報管理

私たちは、お客様に安全・安心な商品をお届けするために、使用する原材料の安全性、品質、規格に関して、逐次情報を収集・検証し、正確に記録します。そして、適切に在庫管理を行ったうえで原材料を使用します。

#### [ 行動例 ]

- ①原材料（食肉含む）は、その原産地、品種、格付け、生産・飼育方法が外見からは判断できません。産地指定商品などの原材料は、原産地証明書を取得します。
- ②特別な方法で飼育している場合は、飼料や品種、飼育方法などを証明できるように、正確に記録しておきます。
- ③農林水産物等には、地理的表示（GI）保護制度により、知的財産として登録され、保護されているものがあります。お客様に誤解を与えることのないよう、適切に表示します。
- ④国内でつくられた全ての加工食品には原料原産地表示を行うことが義務付けられています。表示に含まれない産地の原材料を使用することは表示違反となります。受け入れた原材料は明確な識別を行い、製造工程では表示との整合性をしっかり確認しながら使用します。

### (4) 不当表示や不当な景品提供の禁止

私たちは、お客様に商品特徴を正しくお知らせします。商品の特性や品質などについて、お客様が誤って認識するような不当表示（有利誤認・優良誤認など）や不当な景品提供などは行いません。

#### [ 行動例 ]

- ①販促物・広告物・パンフレットなどを用いる場合、実際の商品特徴に照らし合わせ、適切な表示や表現に努めます。お得意先との取引や店頭での商品説明、Web サイトなどの表現に関しても同様に適切な表示や表現に努めます。
- ②キャンペーンでは、提供できる景品が規制を受けることがあります。最高額や制限など、景品規制の範囲内で運用します。

## (5) 食品事故への対応

私たちは、食品事故や発生の恐れがある事実をつかんだ場合、お客様の安全を最優先に行動します。原因や事実関係について迅速に調べ、お客様をはじめとする関係者の方々に正確にお伝えします。

### [行動例]

- ①製造過程や出荷前段階において、異物の混入を発見した場合や、微生物汚染による腐敗や食中毒につながる可能性や兆候が確認された場合は、上司および関係部署に報告のうえ、お客様への危害・被害の発生や拡大を防ぐための適切な対応を取ります。
- ②商品に関する事故が発生した場合は、お客様の安全を最優先に考え、「回収」、「廃棄」などの措置を迅速に講じます。
- ③原因を調査・究明し、それに基づき策定した再発防止策の徹底を図り、同様の食品事故の防止に努めます。
- ④検査結果や記録を改ざんする行為は大きな商品事故につながりかねないため、決して行いません。

## (6) お問い合わせやご指摘への対応

私たちは、お客様からのお問い合わせ、ご意見、ご指摘などの声を、会社にとって貴重なアドバイスであると真摯に受け止め、迅速・丁寧に対応します。

### [行動例]

- ①ご不満を持たれた理由やご指摘の背景まで理解できるように、お客様の声を十分に聴き取ります。
- ②お客様の声を正確に社内の関係部署に伝え、商品の改良や、サービスの改善につなげます。
- ③お客様の満足度を高め、ニッポンハムグループのファンになっていただけるよう、誠意を持って対応します。

## 2. お得意先に対する行動基準

私たちは商品がお客様に届けられるまで、商品の安全性と品質を保証するために最大限の注意を払います。お得意先との取引においては、関係法令を遵守し、公正かつ透明な取引に努め、お客様やお得意先から一層信頼される企業を目指します。

### (1) 流通・店頭での商品の管理

私たちは、お客様のことを第一に考え、お客様が商品を手にしていただくまで、商品に表示されている保存方法や取り扱い方法を厳守するよう、お得意先に協力を求めています。

[行動例]

- ①冷蔵ケースへの商品の積み過ぎや冷蔵ケース外での陳列など、適正な温度管理ができない陳列は行いません。
- ②お得意先が、適正な保存方法や取り扱い方法を逸脱する要望をされたとしても、ニッポンハムグループの基本姿勢を明確にお伝えし、適正な温度管理や取り扱い方法をお得意先に要請します。
- ③店頭やバックヤードで納品作業などを行う場合、自社の商品と同様に他社の商品も丁寧に扱います。

### (2) お得意先から要請される便宜供与への対応

私たちは、お得意先から要請される物品の購入や接待などの便宜供与に対しては、上司に報告し、個人としてではなく、会社として適切に対応します。

[行動例]

- ①貴金属等の物品の購入依頼など、社会通念上許容できない要請はお断りします。
- ②要請された商品の購入と引き換えに、新規商品導入の約束を取り付けるなど、商取引上の便宜を図ってもらう行為はしません。

### (3) 過度な要求への対応

私たちは、お得意先からの要求が、商品の安全性や安定的な供給に支障をきたす危険性がある場合や、結果としてお客様の信頼を裏切りかねない場合は、会社としてお断りします。

[行動例]

- ①お得意先からの過度な要求に対して、担当者だけでは判断できない場合や断り切れない場合は、必ず上司に報告・連絡・相談を行い、会社として適切に対応します。
- ②できる限りの努力をしても、技術的、物理的、時間的に困難で、お得意先からの要求に応えられない場合は、誠意をもって事情を説明し、丁重にお断りします。
- ③言葉を濁したり、曖昧で不明確な言い回しをしたりする断り方は、お得意先に誤解を与え信用を失うことになりかねませんので注意します。

## (4) 正確な伝票処理

私たちは、適切な商品管理、売上管理、債権管理を行うための前提として、社内で定められたルールに従って、正確な伝票処理を行います。

### [行動例]

- ①納品する内容のとおり、正しく伝票を発行します。
- ②納品した商品と伝票に記載した商品に相違がないか、数量・納品単価に間違いはないかなど、常に確認します。
- ③記入ミスは、速やかにお得意先に連絡のうえ修正します。
- ④架空納品による伝票発行やお得意先の上乗せの値上げ、自己による不適切な商品の買い上げや金銭の補填などは絶対にしません。また、部下や後輩にも同様の行為はさせません。

## (5) 独占禁止法の遵守

お得意先が自由により良い商品やサービスを選ぶことができるように、市場では公正かつ自由な競争が確保されなければなりません。

### ア) 不公正な取引方法の禁止

私たちは、どんな場合においても、品質・価値・サービスを通して、お得意先と対等な立場で取引を行います。

### [行動例]

- ①独占禁止法の精神を十分に理解し遵守していきます。
- ②提案書や見積書において、再販売価格の拘束になる「定価」・「売価」の表現は使用せず、価格は、あくまでも「参考小売価格」・「提案価格」として提示します。

### イ) 不当な取引制限 (カルテルなど) の禁止

私たちは、公正で自由な競争に努めるため、同業者間や業界団体で、価格・数量・取引企業についての協定や取り決めを行うなどのカルテルや談合には参加しません。

### [行動例]

- ①競合他社との間で、①販売価格、②生産数量・販売数量、③お得意先との取引条件、④販売促進のためにお得意先に提供する経済上の利益、⑤販売地域・顧客・製品の分割・割り当てなどに結びつく話し合いや情報交換は行いません。
- ②取り決めを行うような場面に出合った場合、そこでの話題を変更するか、その場を退席し、あわせて経緯を上司に報告します。

### 3. お取引先に対する行動基準

「ニッポンハムグループサステナブル調達方針」に基づき、お取引先との信頼関係のもと、共存・共栄を基本に、連携して持続可能な取り組みを進めていくことが大切です。原材料や製品、サービスの安全性はもとより、お取引先と公正かつ自由な取引ができるよう、関係法令を遵守し、お互いの信頼関係を深めるような取引に努めます。

#### (1) お取引先との信頼関係の構築と連携

私たちは、お取引先の選定にあたっては、品質・サービス・価格・実績・信頼性などを総合的に判断します。また、調達活動においては、お取引先との信頼関係を構築し、共存・共栄を基本に、連携して持続可能（サステナブル）な取り組みを推進します。

[行動例]

- ①原材料・資材などを仕入れる際は、お取引先が法令を遵守し、安全性・品質管理に問題が無いかを確認します。
- ②お取引先へのアンケートやコミュニケーションを通じて、法令・社会規範の遵守、商品やサービスの品質・安全性、公正・公平な取引、人権の尊重、労働安全衛生、環境保全などに改善すべき点が見つかった際は、お取引先と連携して改善に取り組みます。

#### (2) 仕入原材料・資材、商品の安全性の確保

私たちは、責任を持ってお客様が消費する最終商品の安全性を確保する必要があります。仕入れを行う原材料・資材、商品のチェックおよび仕入先の品質管理、法令遵守の状況について、積極的に確認します。

[行動例]

- ①仕入原材料・資材、商品の品質・安全性（たとえば、アレルギー物質の有無など）は、仕入先から証明書をもって確認します。
- ②仕入原材料・資材、商品の名称やコード、賞味期限・使用期限等は、仕入れを行うときに確認します。

### (3) お取引先に対する優越的地位の濫用禁止(取適法の遵守)

私たちは、自己の立場を利用してお取引先に金品や接待を求める言動は、たとえ間接的な表現であっても行いません。お取引先との取引は常に公正に行います。

#### [行動例]

- ①お取引先に商品の紹介をする場合、あくまでも購入の判断はお取引先の自由意志であることを明確にして紹介します。ご購入いただいた際は、お取引先の購入実績をその後の取引に影響させません。
- ②取適法を遵守し、お取引先の利益を不当に損なう行為(受領拒否、製造委託等代金の支払遅延や減額、不当な返品など)はしません。
- ③業務を依頼する際は、発注時に業務内容・金額・支払期日などを明示し、取引に関する記録を保管します。
- ④担当者は日本ハム(株)法務部が運用している取引管理システムで申請を行います。

### (4) お取引先からの過剰な贈答・接待の禁止

私たちは、直接の利害関係がなくても、お取引先からの常識の範囲を超える贈答や接待などは受けません。

#### [行動例]

- ①お取引先からのお歳暮などの贈答やアルコールの入った食事などの接待は、公正な判断(価格交渉や複数仕入先などからの選定)に支障をきたすようであれば受けません。
- ②個人宛で送られてきた場合は、誤解を受けることのないように上司に報告し適切に処理します。
- ③第三者から見て明らかに不適切と判断される料亭、クラブ、スナックのはしごなど、節度を超えるような接待は受けません。
- ④お取引先からの接待を受ける場合は、二次会は極力辞退します。

### (5) 公正な社内取引

私たちは、社内やグループ内の取引においても、公正・透明かつ健全な関係の維持・構築に努めます。

#### [行動例]

- ①購入する立場を利用して、不当なビジネス、常識の範囲を超える様々な便宜供与の要請などを行いません。
- ②社外との取引と同様に、品質や価格条件などは本来の判断基準で行い、個人の利益や感情で取引を決定しません。

## 4. 株主・投資家に対する行動基準

私たちは、株主・投資家の皆様から預かった貴重な資金を活用し企業活動を行っています。従って、株主・投資家の皆様に対して、事業を安全かつ効率的に行う責任や、その事業内容を正しく説明する責任を負っています。これらの責任を果たし、信頼関係をより一層深めていきます。

### (1) 会社情報の適時開示

私たちは、株主・投資家の皆様に対し、事業内容の詳細、特に投資判断にかかわる重要な会社情報を適時、公平かつ継続的に開示していきます。

[行動例]

- ①「ニッポンハムグループ会社情報管理規程」に則り、会社情報を正確かつ適時に開示できるように努めます。
- ②非日常的な事象（天災、事故、お得意先の倒産など）が起こった場合は、「重要事項」として速やかに日本ハム(株)コンプライアンス部に報告します。
- ③商品異常にかかわる「重要事項」が発生した場合は、日本ハム(株)品質保証部にも速やかに報告します。

### (2) 正確な記録の作成・報告

私たちは、企業活動に関する情報を、法令や社内ルールに従って日々正しく記録・報告します。

[行動例]

- ①仕入れ・製造・物流・販売などの各段階において帳票などに誤りや偽りがないよう、法令や社内ルールに従い事実を正確に記録し確認します。また、必要に応じて正しく報告します。
- ②記録された情報は、いつでも確認できるよう、期間を定めて適正に保管します。
- ③商品の在庫数量、賞味期限を日々確認し、正確な記録・管理を行います。
- ④研究や商品開発においても、進捗状況や結果などを正確に記録し管理します。
- ⑤会計処理は企業の成長と信頼性を支える重要な要素と捉え、適切に実施します。

### (3) 内部監査の重視

私たちは、会計監査、業務監査、品質監査、環境監査、コンプライアンス状況などの内部統制に関する監査やJSOX 評価に協力し、業務の品質向上に努めます。

[行動例]

- ①監査には、事業所の責任者、管理職、直接の担当者だけでなく、すべての従業員が内部監査の意義を正しく理解し、当然の義務として協力します。
- ②監査の指摘事項は、速やかに改善し報告します。

## 5. 社会に対する行動基準

お客様、お得意先、お取引先、株主・投資家の皆様以外にも、私たちは数え切れないほどのステークホルダー（利害関係者）に対し、法的・社会的・倫理的責任を負っています。中でも、市場での競争という自由を享受している私たちは、当然の前提として法的責任を確実に果たしていかなければなりません。そのうえで、各種法令やルールの遵守にとどまらず、地域社会との良好な関係を深め、共に発展することを目指します。

### （1）関係法令の遵守

私たちは、食品の製造や販売に関する法令はもとより、様々な法令やガイドラインについても正しく理解し、それを遵守し実践していきます。

#### ア) 交通法令の遵守

私たちは、ニッポンハムグループの一員として、公私を問わず交通法令を遵守します。車両の運転にあたっては、安全第一と譲りあいの精神を尊重し、交通事故防止に努めます。

##### [行動例]

- ①無免許・免許証の期限切れ運転、車検切れの車両の運転はもちろんのこと、速度超過、駐車違反、運転中のスマートフォン（携帯電話）の使用、シートベルトの未装着、妨害運転罪等にあたる悪質・危険な運転など、交通法令違反となる行為は絶対にしません、させません。
- ②交通法令に違反したときは、直ちに安全運転管理者および上司に報告します。
- ③万が一の事故に備え、自賠責保険の不足部分を補完する任意保険に加入します。
- ④マイカー通勤者は会社に①運転免許証、②車検証、③任意保険加入証明書の提出を求められています。自家用車を所有している場合は、有効期限を定期的にチェックします。

#### イ) 海外現地法令の遵守と文化・慣習の尊重

私たちは、国際ルールや海外現地における法令や歴史・文化・慣習などを正しく理解し、その遵守と尊重に努めます。

##### [行動例]

- ①海外現地における法令遵守はもとより、歴史・文化・慣習などを正しく理解・尊重し、言動には十分配慮します。
- ②事業活動を行うにあたっては、現地の企業市民としての責任を積極的に果たしていきます。
- ③国際条約やルールなどを尊重し、児童労働、強制労働は絶対に行いません。また、関連するサプライヤーが同様の行為を行っていないか、確認する必要があります。

## (2) 政治、行政との健全な関係

私たちは、「ニッポンハムグループ贈収賄防止方針」に従って、公務員等に対する接待や贈答について法令を遵守するとともに、社会の誤解を招くような関係は持ちません。

公務員等とは、政府または自治体の公務に従事する者のことであり、公的な企業の事務に従事する者、公的機関の公務に従事する者および政府から権限の委譲を受けている者、公益法人・公社・特殊法人・事業団体などの準公務員を含みます。

### [行動例]

- ①政治家、立候補者、政党および政治団体に対しても、公務員等と同様の対応をするとともに、法令や社内ルールに触れる政治献金や寄付は行いません。
- ②海外においても、公務員等との関係においては、その国における法令を遵守し、不正な利益を得るための接待、贈答、その他の利益の提供を行いません。また、直接的な利益の提供のみならず、コンサルタントなどを経由した間接的な利益の提供にも、法令違反とならないように細心の注意を払います。
- ③公務員等以外の私人との間の金銭等の利益の提供もしくは受領、またはそれらの申出・約束をする行為についても、国等の法令により贈収賄とみなされる場合は、これを行いません。
- ④公務員等や私人から何らかの便宜を求められたり、強要されたりした場合は、個人で判断せず、必ず上司や管理部門または日本ハム(株)法務部に確認をとり、指示を仰ぎます。また、その際の経緯と対応を正確に記録に残し、いつでも説明責任を果たせるようにしておきます。

## (3) 関係官庁などへの報告・調査協力

私たちは、重大な違反行為や事故が起こった場合、それらを隠さず、迅速に関係官庁などへ報告し、外部機関による調査や原因究明に協力します。

### [行動例]

- ①商品に関する事故については、お客様の安全を第一に考慮し、健康被害を最小限に食い止めるための速やかな報告と対処を行います。
- ②会社の信頼性を維持するために、必要な商品の回収や情報の開示を迅速に行います。
- ③発生した違反行為や事故は、内容を精査し、社内のみならず、社外にも公表して説明責任を果たしていきます。

## (4) 反社会的勢力への対応

私たちは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を及ぼすと考えられる反社会的勢力に対し「利用しない」、「恐れない」、「金を出さない」に加え、「交際しない」という「3ない運動+1（プラスワン）」の原則を守り、対応にあたっては、組織として毅然とした態度で臨みます。

### [行動例]

- ①反社会的勢力からの不当な要求に対しては、法的措置を含むあらゆる適切な対応を行います。
- ②暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係を持ちません。
- ③反社会的勢力による不当要求などを受けた場合は、上司や責任者に報告し、日本ハム(株)コンプライアンス部および総務部に報告・相談します。また、定期的な監査や評価を通じて、反社会的勢力との関係がないことを確認し、コンプライアンス体制を維持・強化します。
- ④相手方に反社会的勢力の疑いが生じたときは、上司や責任者に報告し、調査の結果、事実であれば直ちにそれらとの関係を断ちます。

## (5) 社会への貢献

私たちは、地域社会との共存・共栄を図り、良き企業市民としての役割を果たすことにより、持続可能な社会の発展に貢献します。

### [行動例]

- ①地域社会の成長と発展に貢献する活動に自発的に参加します。
- ②事業活動を通じた社会への貢献はもとより、食とスポーツを通じて社会の健全な発展に貢献します。
- ③環境保全活動にも積極的に取り組み、持続可能な地球環境の維持に努めます。
- ④教育支援プログラムを通じて、次世代の育成に寄与します。
- ⑤多様性と包摂性を重視し、すべての人が尊重される社会の実現に努めます。

## (6) 公共の場における責任ある行動

私たちは、公共の場において、常に社会人としての自覚と責任を持って行動し、たとえプライベートの場であっても、ニッポンハムグループの一員として、常に節度を持ち、一人ひとりがニッポンハムグループのブランドを担っていることを心にとめ、尊敬と感謝の心を忘れずに行動します。

### [行動例]

- ①歩きながらのスマートフォン（携帯電話）での通話や操作、歩きタバコやたばこのポイ捨てはしません。
- ②運転時には、交通ルールを守ることは大前提です。他者の迷惑とならないだけでなく、事故の防止にもつながることを心がけます。
- ③清掃活動や困っている人の手助けなどを積極的に行います。
- ④ゴミは分別して捨てることを徹底し、リサイクルに努めます。
- ⑤公共の場での大声での会話や音楽の大音量再生などはありません。

## (7) 事業活動の継続

私たちは、事業活動に大きな影響を与えかねないリスクに対し、あらかじめ対策を講じることで被害を最小限にとどめ、事業活動が滞<sup>とどま</sup>ることのないように努めます。

### [ 行動例 ]

- ①地震、風水害をはじめとする自然災害や大規模な事故、感染症の発生・拡大、原材料・資材などの供給網の途絶に対するの備えを計画的に進めます。
- ②有事の際に迅速な初動対応がとれるよう、定期的に事故や災害などの発生を想定した事前訓練を実施します。
- ③被災したときは、従業員の安否状況を確認し、職場の被害を最小限に抑え、優先度の高い重要な事業を継続するとともに、早期の復旧に努めます。
- ④感染症や家畜伝染病に対するの発生予防を確実にいき、発生した際は迅速な報告と感染拡大の防止措置を講じます。
- ⑤感染症拡大の防止にあたっては、社会全体の協力が求められる場合、国や自治体の要請に応じます。
- ⑥サイバー攻撃やカントリーリスクなどの様々なリスクに対応できるよう、常に社会の動向を正確に把握するように努めます。

## (8) 情報管理の重要性

私たちは、業務上取り扱う様々な情報の重要性を理解し、適切な取得および適正な利用と管理の徹底に努めます。

### ア) 情報の管理

「情報管理」とは、業務で必要な情報の収集・処理・伝達・保管・検索・廃棄を効果的に行うため、様々な情報を管理することをいいます。

### [ 行動例 ]

- ①情報を適切に管理することにより、情報漏洩や改ざんなどによるトラブルを予防します。
- ②個人情報や知的財産に関する法令を遵守します。知的財産に関しては、ニッポンハムグループ各社が権利を有するもののみならず、他の企業・個人が所有するものも尊重します。
- ③他社の秘密情報を不正に入手したり、不正に利用や開示したりはしません。

### イ) 正しい情報の取り扱い方

私たちは、業務上で得た情報を利用する際は、利用の目的・用途や、留意点を理解したうえで利用します。

### [ 行動例 ]

- ①業務上知り得た情報や個人情報は、取得の際に示した利用目的の範囲内で必要な場合のみ利用し、法令に定める場合を除き、承諾なく第三者に提供・開示<sup>しょうたく</sup>しません。
- ②退職者に対しては、すでに会社を辞められた方であることを認識し、会社情報をむやみに話すことはしません。

- ③インターネット上の画像や映像などの使用により、知らずに著作権を侵害しているケースがあります。使用時には必ず利用規約を確認のうえ、法令で認められた場合を除き、著作物の利用にあたる場合は事前に著作権者に許可を得たうえで使用します。
- ④SNS などを利用する際、秘密情報や個人情報の取り扱いには十分注意します。インターネット上の情報は、不特定多数の方の目に触れます。ニッポンハムグループおよび仕事上関係する企業の会社情報や個人情報などの情報漏洩・誹謗中傷につながる書き込みはしません。
- ⑤個人情報は、会社が認めた方法でのみ保存し、個人が所有するパソコン・スマートフォン（携帯電話）や、外付けハードディスク・USB などの外部記憶媒体には保存しません。
- ⑥個人情報を廃棄する場合は、溶解処理やシュレッダーでの細断など、定められた方法で廃棄します。

## ウ) 事業所外での情報利用

私たちは、事業所外で業務を行う場合は情報の取り扱いに細心の注意を払います。

### [行動例]

- ①在宅勤務が普及し、事業所外で業務をする機会が増えています。業務上やむをえず情報を事業所外に持ち出す場合、第三者への情報漏洩のリスクを考慮のうえ、取り扱います。
- ②移動中や出張先など自宅外の不特定多数の者が出入りできる場所で勤務する場合には、資料・パソコン画面ののぞき見や盗撮、盗難などのリスクがあるため、十分対策をとったうえで業務します。
- ③事業所外で会社情報や個人情報の漏洩につながるような不用意な言動はしません。また事業所内においても、エレベーターや通路など多くの方が利用する場所での会話・スマートフォン（携帯電話）の利用などに留意します。

## (9) インサイダー取引規制の遵守

私たちは、インサイダー取引規制の内容を十分に理解します。特に自社株の売買においては、社内ルールを遵守し、取引をおこないます。

### [行動例]

- ①インサイダー取引と疑われるような行為はしません。業務上知り得た内部情報を利用して、その会社の株式などを売買しません。
- ②インサイダー取引につながる株式などの購入や売却をすすめることはしません。
- ③家族・友人などを含め、インサイダー取引につながるような会話や情報の持ち出しあしません。

## 6. 環境に対する行動基準

ニッポンハムグループは、<sup>いのち</sup>生命の恵みをいただいて企業活動を行っています。そのため、生命を育む自然環境を保全し、気候変動への対応、環境負荷低減や資源の有効活用を推進することが大切です。「ニッポンハムグループ環境方針」に基づき、環境と調和の取れた企業活動を、一人ひとりが自分の職場で実践します。

### (1) 気候変動への対応

私たちは、事業活動で発生する温室効果ガス排出量削減に取り組めます。

[行動例]

- ①一人ひとりが職場における業務改善や省エネ活動を通じ、化石燃料の使用による温室効果ガスの排出量削減を推進します。
- ②太陽光やバイオマスといった、温室効果ガスの排出がより少ないエネルギーの利用を推進します。

### (2) 持続可能な資源の利用

私たちは、事業活動で必要な原材料や水など限りある資源を大切に使用するとともに、廃棄物の削減や資源循環に取り組めます。

[行動例]

- ①安全性・品質を第一に考えながら、商品の包装資材の軽量化、包装形態の簡素化、環境配慮型素材の使用などにより、プラスチックの使用量の削減に取り組めます。
- ②節水、食品ロス削減といった省資源活動を推進するとともに、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に積極的に取り組めます。
- ③事業活動の製品・商品における廃棄物の削減はもとより、家庭や外食時においても自身が食べきれぬ範囲を考え、食べ残しがないようにします。

### (3) 生物多様性の保全

私たちは、事業活動に伴う自然資本への依存と影響を考慮し、生物多様性の保全を推進します。また事務所、工場、農場の周辺環境への影響に十分な注意を払い、事業活動を行います。

[行動例]

- ①廃棄物・廃水・悪臭・騒音・大気汚染などに関する法令や自主基準を守り、地域環境の保全に努めます。
- ②様々な環境活動を通して、地域社会との協調・融和に努めます。

## 7. より良い企業風土をつくるための行動基準

お互いの人権と人格を尊重し、常に思いやりの心をもって接します。コミュニケーションを活発に行い、職場内の情報共有を図り、働きやすく働きがいのある職場をつくりましょう。

### (1) 基本的人権の尊重

「ニッポンハムグループ人権方針」に基づき、ビジネスにかかわる全ての人々の人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、社会的身分、出身、思想、信条、宗教、身体的特徴、性的指向、性自認、疾病および障がいの有無などによる差別を行いません。また、人権侵害に加担する事がないようにビジネスパートナーに対しても人権尊重に努めていただくよう働きかけます。

[行動例]

- ①相手の人格や尊厳を傷つける言葉や態度などによる精神的な嫌がらせ、迷惑行為はしません。
- ②相手を不快にさせるような言動はしません。
- ③一緒に働く仲間とコミュニケーションを図り、お互いの考え方や価値観を尊重します。
- ④外国から日本へ働きに来ている従業員に対しては、母国の文化・慣習・考え方なども理解するように努め、国籍に関わらず働きやすい職場づくりを心がけます。
- ⑤お得意先やお取引先の方々に対しても人権を尊重し、また人権の尊重に努めていただくよう働きかけます。

### (2) ハラスメントのない職場づくり

私たちは、生き生きと安全で健康に働ける職場をつくるために、「ニッポンハムグループハラスメント防止規程」を遵守します。

#### ア) ハラスメントを発生させないために

職場でのハラスメント(嫌がらせ)は、働く人の人格や尊厳を侵害する許されない行為です。自身の言動で相手に不快な思いをさせないよう細心の注意を払い、ハラスメント問題への関心と理解を深め、周知・啓発を行い、相談があった際には適切に対応します。

[行動例]

- ①上司と部下、正規従業員とパートナー社員のような職場内の優位な立場を利用し、相手の人格を否定するような言動や、長時間にわたり厳しい叱責を繰り返すなどの行為はしません。  
(パワー・ハラスメントの禁止)
- ②性的冗談を言う、不必要に身体に触れる、性的関係を強要するなどの、相手の意に反する性的な言動はしません。また拒否された際に、解雇・降格・減給といった報復行為もしません。  
(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

- ③ 「妊婦には重要な仕事を任せられない」「男のくせに育児休業をとるなんて」などの就業環境を害する<sup>がい</sup>ような言動はしません。(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止)
- ④ ハラスメント被害者が相談や援助を求めることで、さらなる被害（放置や嫌がらせ）を受ける「セカンド・ハラスメント」はしません。
- ⑤ 日頃から十分なコミュニケーションをとり合い、お互いに信頼し合う良好な人間関係をつくります。

#### イ) カスタマーハラスメントへの対応

私たちは、身近な職場環境だけでなく、外部のハラスメント行為にも注意します。お客様先、お取引先、株主、一般のお客様など様々なステークホルダーだけでなく、グループ従業員同士の関係性にも意識を向け、良好な関係を築きます。

##### [行動例]

- ① 業務上、カスタマーハラスメントに該当するような場面に遭遇した場合は、速やかに上司・同僚に助けを求め、会社として対応ができない旨を相手に伝え、毅然とした態度を取ります。
- ② 私たち一人ひとり是一般消費者でもあります。自分がカスタマーハラスメントの加害者とならないよう、普段の言動に気をつけます。

### (3) 暴力行為の禁止

私たちは、いかなる理由があっても、絶対に暴力行為をしません。

##### [行動例]

- ① 職場で言い争いを見かけたときは、それ以上エスカレートしないように注意をします。
- ② 職場で暴力行為を目撃したときは、見て見ぬふりをせず、直ちにやめるように注意し、速やかに上司や責任者に報告します。
- ③ 暴力行為を受けたときは、一人で悩まず、必ず上司や責任者に報告します。
- ④ 万が一、暴力行為をしてしまったときは、必ず上司や責任者に自ら報告します。暴力行為にあたるかどうか判断がつかない些細なことでも報告します。
- ⑤ 注意や指導をしていて感情的になったときや同僚と言い争いになったときは、一度深呼吸をする、6秒数えて時間を少し置くなど、気持ちを落ち着かせてから冷静に対処します。

### (4) 風通しの良い職場づくり

私たちは、なんでも相談できる職場づくりを行い、問題があれば見て見ぬふりをせず、職場の改善に努めます。誰もが自由に意見を交わせる職場、多様な価値観を尊重し柔軟な働き方を可能とする職場、働きがいのある職場を目指します。

### [行動例]

- ①日ごろからあいさつや声掛け、「さん付け運動」を積極的に行い、明るく風通しの良い職場をつくります。
- ②全ての従業員が一体感を持って、より生産性の高い働き方に変えていきます。
- ③在宅勤務は、日々の業務を精査したうえで、出勤と併用し効果的な運用を検討します。また、システムを活用しコミュニケーションを積極的に取ります。
- ④職場での問題点や気になる点は、早期に上司や先輩、管理部門または働きがいリーダーや働きがい委員に報告・連絡・相談します。それでも改善が難しい場合は、ニッポンハムグループ相談窓口を活用します。

## (5) 公正な人事評価と処遇

私たちは、人事考課について、業務上の実績に加え、遵法意識、能力、態度・意欲を総合的に評価します。

### [行動例]

- ①常に公正な評価を行うことにより、従業員がやりがいを感じ、意欲的に業務に取り組めるようにします。
- ②個人的な感情や直近の出来事に流されないように、評価基準や評価期間に基づき厳正に評価します。
- ③評価結果を必ず本人にフィードバックし、本人の能力アップにつなげるようにします。
- ④上司の評価内容について不明な点や納得できない点がある場合、その場で話し合います。

## (6) 健全な職場環境の確保

私たちは、労働関係法令遵守はもとより、「ニッポンハムグループ労働安全衛生基本方針」「ニッポンハムグループ健康基本方針」を理解し、常に安全で健全な職場環境の構築に努めます。安全で健全な職場環境は、各事業場で働くすべての人に対して実現されなければなりません。

### [行動例]

- ①従業員の健康と安全を第一に考え、従業員の健康状態を把握して適切な措置や配慮を行います。また設備・器具の操作方法や燃料、有害物質などの取り扱いについて適切に指導します。健康・安全上の問題があれば、解決・改善を行い、重症化予防や労働災害の発生防止などの安全配慮義務の遵守に努めます。
- ②時間外労働や休日出勤は、上司の指示により行うことを原則とし、事前に申請し承認をとります。
- ③労働時間は正確に申請します。タイムカードの不正打刻や虚偽申請、許可のない持ち帰り残業などは絶対にしません。また、部下や後輩にもさせません。
- ④従業員のこころとからだの不調を未然に防ぐため、日頃から自身の体調管理を行い（セルフケア）、周りの人の体調を気に掛けるよう（ラインケア）に努めます。
- ⑤仕事にやりがいを持ちながら働き、充実した生活ができるようにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指します。

## 8. 組織の一員としての行動基準

自己または第三者の利益を図るために会社に損害を与えるようなことや、有形無形の会社財産を私的に流用することなどは決して行いません。ニッポンハムグループの一員としての自覚を持ち、責任ある行動を取ります。

### (1) 会社財産の尊重

私たちは、会社の機器・車両・設備・備品・ソフトウェアなどは、会社の事業活動や会社が承認した目的のために使用します。

[行動例]

- ①社内におけるインターネットや電子メールは、就業時間内外を問わず、業務に関連する場合だけ利用します。
- ②出張や在宅勤務の際には上司の承認を得てから貸与物を持ち出します。
- ③私用電話をしないことはもちろん、会社にかかってきた私用電話についても速やかに用事を済ませます。
- ④会社の備品を私的に流用しません。
- ⑤経費の不適切な精算は絶対にしません。

### (2) 交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の適正な運用

私たちは、交際費の運用にあたっては「日本ハムグループ交際費支出細則」を遵守します。また、お得意先などの接待は、費用対効果を考慮して、経費の適正な運用を行います。

[行動例]

- ①お得意先などの接待については、必ず事前に申請します。
- ②交際費(飲食費・ゴルフ関係費)を申請するときは、行事・会議などの名称、目的、店名、予定金額、人数、会社名、出席者の氏名を正確に記載します。
- ③部内飲食を、お得意先などの接待と偽るなどの経費の不適切な精算はしません。また、私的な飲食やゴルフについても、接待と偽ることは絶対にしません。
- ④領収書の不適切な分割や人数の水増しなどは行いません。
- ⑤交際費の運用は、節度をわきまえたものにします。

### (3) 利益相反行為の禁止

私たちは、自己の利益と会社の利益が対立しないように配慮しながら行動します。

#### [行動例]

- ① 仕事を通じて得られたビジネスチャンス、人間関係、顧客リスト、信用情報などを使った個人的利益の追求はしません。
- ② 職務上の地位や権限を利用した不当な利益（金銭・物品・接待・便宜など）の要求はしません。
- ③ 社内手続きを経ずに、個人的につながりのある業者を取引先に選定しません。

### (4) 会社情報の発信

私たちは、会社情報の発信をタイムリーに行い、マスメディアへの情報の開示は、基本的に日本ハム(株)広報部を通じて行います。

#### [行動例]

- ① 新聞、テレビ、雑誌などの報道機関からのお問い合わせには、個人や事業所の判断で即答せず、まず直属の上司や関係部署と連絡をとり、指示をあおぎます。
- ② マスメディアに対する情報発信やお問い合わせに対しては、迅速かつ正確に対応します。

### (5) 社内ルールの遵守

私たちは、「ニッポンハムグループ行動基準(日本版)」はもちろんのこと、就業規則、職務権限規則、品質保証規程、NT 規程・要領などの社内ルールに従って、忠実かつ誠実に職務を遂行します。

#### [行動例]

- ① 社内ルールを遵守することが、社会に対する責任を果たすこと的前提であるという認識を持って日々の業務を行います。
- ② 就業規則をはじめとする規程類は、いつでも誰でも閲覧できる場所に保管し、従業員に周知します。
- ③ 規程類が制定および改廃されたときは、必ず内容を確認し、理解したうえで遵守します。

### (6) アニマルウェルフェアへの配慮

私たちは、生命の恵み<sup>いのち</sup>を大切に、アニマルウェルフェアへの配慮に取り組みます。

#### [行動例]

- ① 私たちは、家畜を快適な環境下で飼養し、ストレスや疾病の減少に向けてビジネスパートナーと協働し、家畜の飼養管理、生産体制の改善や継続した技術革新などを進めていきます。
- ② 情報開示、ステークホルダーとの対話を通してアニマルウェルフェアの向上に努めます。

## (7) 飲酒運転の撲滅

私たちは、社会からの信頼に対して誠実に行動するニッポンハムグループの一員として、飲酒運転を撲滅するために、「飲んだら乗らない、乗らせない」「飲むなら乗らない」「飲むなら車で行かない」を徹底します。

### [ 行動例 ]

- ① 飲酒運転は絶対にしません、させません。一人ひとりが飲酒運転は重大な犯罪であるという自覚を持ちます。
- ② アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させます。その状態での運転は、車や自転車などを凶器に変えてしまうことを自覚します。
- ③ 飲酒後十分な睡眠をとっている場合でもアルコールが残っている可能性があります。日頃から自身の適正な飲酒量を自覚します。

## (8) 被災時の初動対応

私たちは、自分とその家族が災害に遭った時は、安全を最優先に考え、直ちに身の安全確保に努めます。避難指示が発令された場合は、その指示に従って行動します。

### [ 行動例 ]

- ① 就業時間外に災害が発生した時は、周囲の状況に応じて安全を確認し、避難場所に速やかに移動するなど、自分と家族の身の安全を確保します。
- ② 自分と家族の身の安全を確保することができたら、安否状況を会社に連絡します。
- ③ 就業時間内に災害が発生した時は、各事業所で定められている自衛消防隊または自衛防災隊の指示に従って行動します。
- ④ 被災時に家族が全員そろっているとは限りません。あらかじめ家族で避難場所や連絡方法を決めておきます。

# 日本ハム株式会社

〒530-0001

大阪市北区梅田二丁目4番9号 ブリーゼタワー 18F

Tel : 06-7525-3026 (代)

URL : <https://www.nipponham.co.jp>



平成15年 1月 初版  
平成15年11月 第2版  
平成18年 8月 第3版  
平成22年 4月 第4版  
平成25年 7月 第5版  
平成28年 4月 第6版  
平成31年 4月 第7版  
令和 4年 4月 第8版  
令和 7年 4月 第9版  
令和 8年 1月 第10版